

問Ⅴ - 2 - ①（収支相償）

収支相償の第一段階は事業毎に判定とのことですが。どういう単位で事業を考えればいいのでしょうか。

答

- 1 公益性が認められる公益目的事業を、事業の目的や実施の態様等から関連する事業としてまとめたものを収支相償の第一段階における一の事業単位とします。
- 2 事業のくくり方としては、「公益目的事業のチェックポイント」における同一の事業区分に属するものをまとめたり、例えば調査研究とその成果についてのシンポジウム、競技会の開催と出場選手の強化育成、同一場所で開催されるセミナーと展示会というように、「公益目的事業のチェックポイント」の事業区分をまたぐ場合であっても相互に関連する事業については一の事業にまとめることが可能です。